

## 計画段階環境配慮書審査意見書

「JFE扇島火力発電所更新計画」に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に関する東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第75条の2第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
舩添 要一

### 記

#### 第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称：JFEスチール株式会社  
代表者：代表取締役社長 林田 英治  
所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
- 対象事業の名称及び種類  
名称：JFE扇島火力発電所更新計画  
種類：事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
- 対象事業の位置  
住所：神奈川県川崎市川崎区扇島1番地1

#### 第2 意見

##### 【全般的事項】

本事業は、安定操業及びより一層のエネルギー利用の効率化を目的とし、現在のボイラー焚き汽力発電方式(13.5万kW)からガスタービンコンバインドサイクル発電方式(25万kW級)に更新するものである。

本計画地の位置及び区域は、京浜工業地帯である川崎臨海西部の埋立地に位置し、その区域面積は、工業専用地域に指定されている第一種事業実施想定区域(約800,000 m<sup>2</sup>) (以下「事業実施想定区域」という。) 内の約 22,400 m<sup>2</sup>である。

対象事業の実施に当たっては、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物等に係る排出の規制等を受けるとともに、当該地域は同法に基づく総量規制地域に指定されている。

また、事業実施想定区域においては、現地調査によりハヤブサ等の重要な種の生息が確認されており、構造物を設置するため一部の樹林の伐採により緑地を改変することから、動物の重要な種及びその生息地に重大な影響を及ぼす可能性が考えられる。

更に、事業実施想定区域内に設置する煙突など視認性の高い構造物の存在に伴い、主要な眺望景観に重大な影響を及ぼす可能性も考えられる。

以上のことを踏まえ、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。) 以降の図書の作成に当たっては、環境への影響を的確に予測・評価するため、適切な方法を選択するとともに、環境保全措置を具体的に検討し、環境への影響を回避・低減することが重要である。

## 【個別事項】

### (事業内容)

構造等の複数案の設定に関する事項において、新1号機の原動力の種類について検討した結果が不明確であることから、ガスタービンコンバインドサイクルを設定した理由を方法書以降の図書に記載すること。

### (大気質)

微小粒子状物質(PM2.5)については環境基準の達成率が低く、その生成機構も複雑であることから、大気環境の改善における残された大きな課題となっている。

また、その発生源は大陸からの越境汚染に限らず、都市汚染の影響も指摘されている。

本配慮書においては、PM2.5について、方法書段階で再度検討するとしているが、環境影響評価の項目として選定するに当たり、二次生成においては、硫黄酸化物及び窒素酸化物に限らず、有機粒子等の寄与も大きいことから、これについても検討事項とすること。

### (その他)

環境影響評価の項目の選定に当たっては、参考項目を勘案しつつ、事業特性、地

域特性、地域住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえ適切に行うこと。

また、選定した計画段階配慮事項のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、方法書以降の図書に反映させること。